

## 「高齢者の人権」 9月号

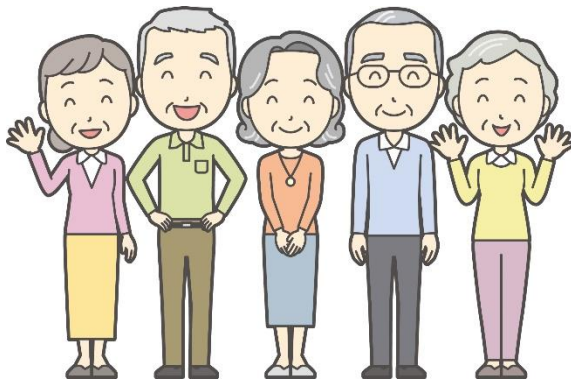
～「こころの扉」を少し開いてみませんか～

9月の第3月曜日は、敬老の日です。現在、国内では平均寿命の大幅な伸びや少子化を背景として、総人口のおよそ4人に1人が65歳以上となる超高齢社会を迎えています。市では、その割合が37・3%となっています。そうした中で、豊かな知識や経験を生かし、仕事や地域における活動などで積極的に社会に参加している高齢者や働く意欲のある高齢者の雇用を推進する企業なども増えています。一方で、高齢者に対する犯罪や虐待などの人権侵害は深刻な社会問題となっています。

平成18年に高齢者虐待の防止および養護者に対する支援などの促進を目的に高齢者虐待防止法が施行されました。この法律では、暴力行為や身体の拘束といった身体的虐待、食事や生活の世話をし

なかつたり、必要な医療的ケアを放置したりするネグレクト、怒鳴る・ののしる・無視するなど精神的苦痛を与える心理的虐待、あらゆる性的な行為やそれを強要する性的虐待、本人の合意なしに財産や金銭を使用したり、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限したりする経済的虐待などの行為が高齢者虐待として定義されています。

誰であれ年齢を重ねれば、身体面や精神面に衰えが生じることは避けられません。人によっては生活の介助が必要になったり、以前のようにできなくなったり、もの忘れや記憶違いなどが増え、それがときに失敗や誤解を招くこともあるでしょう。こうしたことを理由に、高齢者の尊厳を軽視する態度をとったり、疎外してしまったりしてはいないでしょうか。



高齢者への人権侵害は、誰もが当事者となり得る問題です。年齢にとらわれず、相手の尊厳を大切にすることを私たちの社会の基本のルールにしていきましょう。